

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年2月14日

【四半期会計期間】 第94期第3四半期(自平成28年10月1日至平成28年12月31日)

【会社名】 東映株式会社

【英訳名】 TOEI COMPANY, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 多田 憲之

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座3丁目2番17号

【電話番号】 代表 03(3535)4641

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 和田 耕一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座3丁目2番17号

【電話番号】 代表 03(3535)4641

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 和田 耕一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第93期 第3四半期 連結累計期間	第94期 第3四半期 連結累計期間	第93期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (百万円)	93,175	94,902	122,834
経常利益 (百万円)	15,224	15,789	18,630
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	7,393	8,065	8,688
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	11,905	14,427	10,605
純資産額 (百万円)	164,770	176,220	163,468
総資産額 (百万円)	245,593	253,601	240,009
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	58.54	63.87	68.80
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	54.8	56.3	55.4

回次	第93期 第3四半期 連結会計期間	第94期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	16.12	22.30

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いているものの、英国のEU離脱決定や米国の大統領選を巡っての不透明感等、世界経済の不確実性が高まる中、下振れリスクも抱え推移しました。

このような状況のなかで当社グループは、映像関連事業におきましては、映像4部門（映画事業・ビデオ事業・テレビ事業・コンテンツ事業）の連携強化や興行関連事業・催事関連事業の積極展開等によって収益の拡大をはかるとともに、観光不動産事業・建築内装事業の各部門におきましても厳しい事業環境に対応して堅実な営業施策の遂行に努めました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は949億2百万円（前年同四半期比1.9%増）、経常利益は157億8千9百万円（前年同四半期比3.7%増）となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は80億6千5百万円（前年同四半期比9.1%増）となりました。

次に各セグメント別の概況をご報告申し上げます。

なお、セグメント損益は、営業利益ベースの数値であります。

映像関連事業部門

映画事業では、提携製作作品等25本を配給し、「ONE PIECE FILM GOLD」が大ヒットしたのに加え、「遊戯王 THE DARK SIDE OF DIMENSIONS」「劇場版 仮面ライダーゴースト 100の眼魂とゴースト運命の瞬間 / 劇場版 動物戦隊ジュウオウジャー ドキドキサーカスパニック!」「仮面ライダー平成ジェネレーションズ Dr.パックマンVSエグゼイド&ゴーストwithレジェンドライダー」がヒットしました。また、「映画魔法つかいプリキュア! 奇跡の変身! キュアモフルン!」「疾風ロンド」「日本で一番悪い奴ら」等が堅調な成績を収めました。また、前連結会計年度における公開作品のうち「仮面ライダー1号」（3月26日公開）及び「映画プリキュアオールスターズ みんなで歌う 奇跡の魔法!」（3月19日公開）も堅調に推移いたしました。

ビデオ事業では、主力の劇場用映画のDVD作品に加えて、テレビ映画のDVD作品を販売いたしました。

テレビ事業では、「相棒 season15」「科捜研の女」等を制作して作品内容の充実と受注本数の確保に努め、キャラクターの商品化権営業が堅調に推移しました。

コンテンツ事業では、劇場用映画等のテレビ放映権及びビデオ化権等を販売し、アニメ関連では国内外で「ドラゴンボール」シリーズ及び「ワンピース」のゲーム化権や商品化権が好調に推移しました。

以上により、当部門の売上高は608億6千8百万円（前年同四半期比7.8%増）、営業利益は101億8千4百万円（前年同四半期比13.5%増）となりました。

興行関連事業部門

映画興行業では、(株)ティ・ジョイ運営のシネコンが好調に稼働し、205スクリーン体制（東映株直営館4スクリーン含む）で展開しております。

以上により、当部門の売上高は151億1千9百万円（前年同四半期比7.2%増）、営業利益は16億2千万円（前年同四半期比11.1%増）となりました。

催事関連事業部門

催事事業では、「魔法使いプリキュア！ミラクルマジカルワールド」や「ブータン～しあわせに生きるためのヒント～」、人気キャラクターショーなど各種イベントの提供を行うとともに、映画関連商品の販売など積極的な営業活動を展開いたしました。また、東映太秦映画村も引き続き堅調に推移しました。

以上により、当部門の売上高は65億5千3百万円(前年同四半期比8.0%減)、営業利益は9億7千1百万円(前年同四半期比24.3%減)となりました。

観光不動産事業部門

不動産賃貸業では、「プラッツ大泉」「オズ スタジオ シティ」「渋谷東映プラザ」「新宿三丁目イーストビル」「広島東映プラザ」等の賃貸施設が堅調に稼働いたしました。ホテル業においては、インバウンド需要の拡大に伴い、業界環境は回復基調で推移するなか、各ホテルとも収益の確保に向けて積極的な営業活動を展開いたしました。

以上により、当部門の売上高は46億2千3百万円(前年同四半期比2.5%増)、営業利益は19億4百万円(前年同四半期比2.1%増)となりました。

建築内装事業部門

建築内装事業では、今後、受注環境は良化していくと期待されるものの、先行き不透明な情勢も続いており楽観は出来ない状況のなか、積極的な営業活動を展開いたしました。

その結果、売上高は77億3千6百万円(前年同四半期比29.4%減)、営業利益は4億3千2百万円(前年同四半期比45.5%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間における総資産は、2,536億1百万円となり、前連結会計年度末に比べ135億9千1百万円増加しました。これは主に、現金及び預金が35億4千1百万円、受取手形及び売掛金が39億2千9百万円、投資有価証券が54億1千3百万円増加したことによるものであります。

当第3四半期連結会計期間における負債の部は、773億8千万円となり、前連結会計年度末に比べ8億3千9百万円増加しました。これは主に、流動負債のその他が29億7千9百万円増加し、賞与引当金が5億6千7百万円、長期借入金18億1千6百万円減少したことによるものであります。

当第3四半期連結会計期間における純資産の部は、1,762億2千万円となり、前連結会計年度末に比べ127億5千2百万円増加しました。これは主に、利益剰余金が72億3千万円、その他有価証券評価差額金が28億8千3百万円増加したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

当社は昭和26年の創立以来、半世紀を越えて、幅広いファンの皆様に支えられ、映画・テレビ・ビデオ・アニメーションその他多様な映像の製作と、それらの映像の多角的な営業により、質高く健全なエンターテインメントを提供することで、国民生活の向上に資するよう、努めてまいりました。当社及び当社グループの企業価値の源泉は、まさしく良質のコンテンツを製作し、提供し続けることにあります。

また、直接コンテンツ事業に関わらない催事営業部門、不動産事業部門というセクションについても、前者は自社開発したキャラクターの営業を中心に、後者は直営劇場を再開発したテナントビルその他保有する不動産の管理運営を業務の中心としており、特に後者の存在なくしてはコンテンツ製作の中心である東西撮影所の維持はもとより、コンテンツ提供の拠点である直営劇場・シネコン事業も成り立ちません。当社グループは正しく「総合映像企業グループ」として機能しており、安易な再編成を許さないものがあります。

さらに、デジタルシネマの普及、地上デジタル放送移行後のBS・CS放送の台頭や映像配信ビジネス等、劇的な変化を続けるウィンドウ戦略に対応すべく、グループのデジタル映像製作の開発拠点として主導的な役割を果たすことを目的に、平成22年、東映ラボ・テック(株)と共同で運営する「東映デジタルセンター」を東京撮影所地区に設立いたしました。また、同じく平成22年に全スクリーンのデジタル化が完了した(株)ティ・ジョイと合わせ

て、「入り口から出口まで」の一貫したデジタル対応が可能になり、21世紀の「総合映像企業グループ」としてのインフラが完成いたしました。しかし、今後もしばらくは当社及び当社グループの将来を方向づける極めて重要な期間が続くものと認識しており、継続した投資とグループパワーの結集が重要だと考えております。

大規模買付行為（注1）に対する考え方

当社は、上記のとおり企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に真摯に取り組んでおります。しかしながら、我が国の資本市場においても、時として、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、株主への十分な情報の開示もなされない段階で、突如として大規模買付行為を強行するといった動きが見られることは否定できません。また、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれのあるものや、その態様等から大規模買付行為に応じることを株主の皆様様に強要するおそれのあるものが含まれる可能性もあります。

もとより、大規模買付者（注2）による大規模買付行為に際し、当社株券等を売却するか否かは、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様様の判断に委ねられるべきものであると当社取締役会は考えております。従って、当社取締役会は、大規模買付行為を一概に否定するものではありません。しかしながら、当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の映像文化の中心的役割を果たしてきた劇場映画、テレビ映画、アニメ作品を展開することを核とするものであり、これを十分に理解することなく当社及び当社グループの企業価値を向上させることは困難であると思料されます。

そこで、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が、適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。

（注1）「大規模買付行為」とは、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為等（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）をいうものとします。なお、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除くこととします。

（注2）「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者をいいます。

買収防衛策導入の目的と基本的な枠組み

以上を踏まえ、当社取締役会は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するに当たり必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するために、一定の合理的な仕組みが必要不可欠であると判断しております。当社取締役会は、大規模買付行為が、このような大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

当社は、平成19年に「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、平成22年、平成25年及び平成28年に一部変更した上で継続することを決議いたしました（以下、変更後の対応策を「本対応策」といいます。）。いずれもその年の定時株主総会において、株主の皆様からご承認をいただいております。

本対応策において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての実施を決議することができるものとします。その場合には、大規模買付者及びそのグループによる権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割当てます。

なお、特別委員会は、勧告を行うに際し、対抗措置の発動に関して、あらかじめ株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を開催するべき旨の留保を付すことができるものとし、当該留保が付された場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、株主意思確認総会の招集に関して決議することができるものとします。

さらに、上記にかかわらず、当社取締役会が、取締役の善管注意義務に照らし株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合にも、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動又は不発動に関する株主の皆様のご意思を確認することができるものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席株主の皆様様の議決権の過半数によって決するものとし、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが可決された場合には、当社は対抗措置を発動するものとします。他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが否決された場合には、当社は対抗措置を発動しないものとします。

本対応策の合理性について

本対応策は、本対応策は、以下のとおり、高度な合理性を有しております。

イ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること等

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、本対応策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

ロ．当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ハ．株主の合理的意思に依拠したものであること

本対応策の有効期間は、平成28年6月29日開催の第93期定時株主総会の終結後から平成31年6月開催予定の平成31年3月期に関する当社の定時株主総会の終結の時までとなっており、有効期間の満了前であっても、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によって本対応策を廃止できることとされています。そのため、本対応策の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

ニ．独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応策において、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しました。また、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又はこれらに準ずる者）の中から選任されるものとしております。

ホ．合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ヘ．デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者は、自己が指名し、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会決議により、本対応策を廃止する可能性があります。従って、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用しておらず、また、取締役の解任決議要件の加重を行っておりませんので、本対応策は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	147,689,096	147,689,096	東京証券取引所 (市場第1部)	単元株式数 1,000株
計	147,689,096	147,689,096		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年12月31日		147,689,096		11,707		5,297

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 18,765,000 (相互保有株式) 普通株式 1,204,000		単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 127,195,000	127,195	同上 (注1)
単元未満株式	普通株式 525,096		(注2)
発行済株式総数	147,689,096		
総株主の議決権		127,195	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれております。また、「議決権の数」欄では、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。
2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式が364株含まれております。

【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 東映株式会社	東京都中央区銀座3-2-17	18,765,000		18,765,000	12.71
(相互保有株式) 日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 (退職給付信託東映ラボ・ テック口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,204,000		1,204,000	0.82
計		19,969,000		19,969,000	13.52

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,515	41,056
受取手形及び売掛金	14,668	18,598
商品及び製品	703	726
仕掛品	5,649	6,410
原材料及び貯蔵品	631	339
その他	5,019	4,019
貸倒引当金	205	86
流動資産合計	63,981	71,064
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	34,513	33,613
土地	44,299	44,215
その他（純額）	4,728	6,724
有形固定資産合計	83,540	84,553
無形固定資産	1,026	989
投資その他の資産		
投資有価証券	77,749	83,163
その他	13,927	14,155
貸倒引当金	215	324
投資その他の資産合計	91,461	96,993
固定資産合計	176,028	182,537
資産合計	240,009	253,601

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	19,018	19,407
短期借入金	200	1,475
1年内返済予定の長期借入金	3,450	2,906
1年内償還予定の社債	-	6,000
未払法人税等	3,639	2,317
賞与引当金	971	404
その他	8,418	11,398
流動負債合計	35,698	43,909
固定負債		
社債	6,000	-
長期借入金	10,623	8,807
役員退職慰労引当金	1,141	1,059
退職給付に係る負債	5,467	5,914
その他	17,609	17,691
固定負債合計	40,842	33,471
負債合計	76,540	77,380
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,707	11,707
資本剰余金	21,742	21,742
利益剰余金	89,065	96,295
自己株式	7,457	7,459
株主資本合計	115,058	122,285
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8,732	11,616
繰延ヘッジ損益	293	331
土地再評価差額金	9,640	9,580
為替換算調整勘定	176	135
退職給付に係る調整累計額	1,036	942
その他の包括利益累計額合計	17,806	20,449
非支配株主持分	30,604	33,485
純資産合計	163,468	176,220
負債純資産合計	240,009	253,601

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
売上高	93,175	94,902
売上原価	61,246	61,353
売上総利益	31,928	33,548
販売費及び一般管理費	18,965	20,207
営業利益	12,963	13,341
営業外収益		
受取配当金	596	580
持分法による投資利益	1,661	1,828
その他	295	256
営業外収益合計	2,553	2,664
営業外費用		
支払利息	210	173
その他	82	42
営業外費用合計	292	216
経常利益	15,224	15,789
特別利益		
投資有価証券売却益	-	260
抱合せ株式消滅差益	-	234
固定資産売却益	0	136
その他	-	157
特別利益合計	0	789
特別損失		
建物解体費用	220	-
減損損失	-	56
固定資産除却損	11	2
その他	5	-
特別損失合計	236	59
税金等調整前四半期純利益	14,987	16,520
法人税、住民税及び事業税	4,218	4,444
法人税等調整額	501	188
法人税等合計	4,720	4,632
四半期純利益	10,267	11,887
非支配株主に帰属する四半期純利益	2,873	3,822
親会社株主に帰属する四半期純利益	7,393	8,065

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
四半期純利益	10,267	11,887
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,770	2,684
土地再評価差額金	20	-
為替換算調整勘定	68	707
退職給付に係る調整額	130	31
持分法適用会社に対する持分相当額	46	530
その他の包括利益合計	1,638	2,539
四半期包括利益	11,905	14,427
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	9,002	10,769
非支配株主に係る四半期包括利益	2,903	3,657

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
<p>(会計方針の変更)</p> <p>「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。)を第1四半期連結会計期間から適用し、一部の持分法適用関連会社は、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。</p> <p>回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3) から に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加算しております。</p> <p>なお、第1四半期連結会計期間の期首における、投資有価証券、繰延税金負債及び利益剰余金に与える影響額は軽微であります。</p>

当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
<p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。</p> <p>なお、当第3四半期連結累計期間における営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に対する影響額は軽微であります。</p>

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
東映フーズ(株) 247百万円	東映フーズ(株) 295百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
減価償却費 2,355百万円	2,305百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	515	4	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金
平成27年11月13日 取締役会	普通株式	386	3	平成27年9月30日	平成27年12月7日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	515	4	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金
平成28年11月14日 取締役会	普通株式	386	3	平成28年9月30日	平成28年12月12日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	映像関連 事業	興行関連 事業	催事関連 事業	観光 不動産 事業	建築内装 事業	計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高								
外部顧客への売上高	56,488	14,098	7,122	4,509	10,956	93,175		93,175
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,046	159	302	778	105	2,391	2,391	
計	57,534	14,257	7,425	5,288	11,061	95,566	2,391	93,175
セグメント利益	8,970	1,458	1,282	1,865	794	14,371	1,408	12,963

(注) 1 セグメント利益の調整額 1,408百万円には、セグメント間取引消去 34百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,373百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	映像関連 事業	興行関連 事業	催事関連 事業	観光 不動産 事業	建築内装 事業	計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高								
外部顧客への売上高	60,868	15,119	6,553	4,623	7,736	94,902		94,902
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,437	174	388	700	119	2,820	2,820	
計	62,306	15,293	6,942	5,324	7,856	97,722	2,820	94,902
セグメント利益	10,184	1,620	971	1,904	432	15,114	1,773	13,341

(注) 1 セグメント利益の調整額 1,773百万円には、セグメント間取引消去 18百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,754百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更したため、事業セグメントの減価償却の方法を同様に變更しております。

なお、当第3四半期連結累計期間において、セグメント利益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	58.54円	63.87円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	7,393	8,065
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	7,393	8,065
普通株式の期中平均株式数(千株)	126,291	126,286

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(中間配当の決議)

平成28年11月14日開催の取締役会において、第94期中間配当を下記のとおり実施する旨決議いたしました。

- 1 中間配当金の総額 386,771,196円
- 2 1株当たりの額 3円
- 3 支払請求権の効力発生日 平成28年12月12日
ならびに支払開始日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 2月14日

東映株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百井 俊次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 理 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東映株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東映株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。